

松阪市立三雲中学校いじめ防止基本方針

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本的な考え方

【いじめの定義】

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

「いじめ防止対策推進法」より

【基本理念】

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。

したがって、本校では、全ての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながら、これを放置することがないようにするため、いじめが生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行うこととします。

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

いじめの防止等の取組を実効的に実施するため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置する。

(1) いじめ対策委員会の構成員

学校長、教頭、生徒指導主事、学年生徒指導教諭、学年主任、養護教諭、人権担当教諭
※その他必要に応じて、スクールカウンセラー、PTA役員、コミュニティースクール委員、教育推進会議委員等

(2) いじめ対策委員会の活動内容

- ①生徒指導年間計画の作成・実行・改善に関すること
- ②いじめ防止に係る研修会等の企画・運営に関すること
- ③いじめの未然防止に関すること
- ④いじめの早期発見に関すること
- ⑤いじめの早期解決に関すること

3 いじめ防止等の対策のための具体的な取組

(1) いじめの未然防止のための取組

いじめはどの生徒にも起こり得るという事実を踏まえて、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組みます。

① 互いに認め合える人間関係の形成をつくります。

- ・規律正しい態度で、授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを目指します。
- ・全校集会や学年集会などを通して生徒自らが人と関わることの大切さに気づき、正しい判断で行動できるような集団作りを目指します。
- ・IWB・タブレットPCのソフトを利用した情報モラル教育を推進し、携帯電話やインターネットの正しい利用法や危険性についての理解を深めるとともに、相手を思いやる気持ちを育てることを目指します。
- ・学級満足度調査(Q-U)結果を考察し、その対応策(学級集団の背景、学級の成果と問題点、教師の観察との共通点及び相違点など)を考え、校内研修などで共通理解を図るとともに、よりよい学級経営を目指します。
- ・年2回(その他適宜)ある担任との教育相談をはじめ、スクールカウンセラー等と関わる時間を設定し、教育相談の充実を目指します。
- ・タブレットPCの活用や協働学習を通してお互いに教え合い、学び合うなかで生徒一人ひとりの認め合いにつながることを目指します。
- ・研修と連携をとり、毎月の振り返りの中で仲間とのかかわりについて考え、仲間を大切に思う気持ちを育てることを目指します。
- ・文化祭の各学年の発表の中でそれぞれに学んできた人権・道徳について交流をし、仲間や集団について考えます。

② 自己肯定感や自己有用感の育成をします。

- ・道徳の授業や普段の学活などを通して、生徒の自己肯定感(自分はかけがえのない存在であるという気持ち)や自己有用感(自分は人の役に立っているという気持ち)の育成を目指します。
- ・わかる授業の実践に努め、生徒一人ひとりが達成感や充実感を持てる授業の実践を目指します。
- ・班活動や委員会活動、部活動等を通して、人と関わる喜びや大切さに気づかせ、人の役に立っている、認められているといった自己有用感を実感させることを目指します。
- ・地域での活動(2年生職場体験学習など)を通して、地域の方々と触れ合い、自分も社会の一員として必要な存在であることに気づかせることを目指します。
- ・1年生の曾爾自然教室、3年生の修学旅行を通して人・社会と関わることの大切さを学び、自己肯定感、自己有用感の育成を目指します。

③ 家庭や地域と連携して取り組みます。

- ・懇談会を開催し、生徒の学校での様子や家庭での様子を交流しながら学校と家庭と連携して生徒を育てることを目指します。

- ・三雲中学校区人権フォーラムの中で、地域の小学校と連携して生徒の人権に関する意識を確認・向上することを目指します。
- ・学校の教育活動等をホームページで随時公開し、学校の役割、家庭の役割、地域の役割について理解を図ることを目指します。
- ・年2回の教育推進会議の中で教員・生徒・地域と情報共有し、連携をとります。

(2) いじめの早期発見のための取組

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかと疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知します。

① いじめを相談しやすい体制を整えます。

- ・教師と生徒の信頼関係を深め、悩みごとを一人で抱え込まず、相談しやすいように努めます。
- ・教職員による教育相談週間を設定し、積極的に相談活動を行います。
- ・教育相談アンケート等を利用して、相談しやすいように努めます。
- ・スクールカウンセラーが来校しているときに生徒が利用しやすい雰囲気づくりを目指します。

② いじめを把握します。

- ・授業の様子、保健室の様子、部活動の様子など、複数の教職員が生徒を見守り、情報を共有します。
- ・普段の会話や予定帳の日記、毎月の振り返りシートなどから、生徒の悩みや人間関係を把握します。
- ・教育相談アンケートなどから生徒の悩みや人間関係を把握し、いじめのない学校生活を目指します。
- ・学級満足度調査(Q-U)の生徒の回答状況からネガティブチェックを行い、いじめや冷やかしなど不快行為を受けているかについて把握し、いじめの深刻化を予防します。
- ・休み時間や授業中の見回りをしながら生徒の様子を把握することを目指します。

③ 家庭、地域と連携して取り組みます。

- ・日頃から、生徒を中心に据え、保護者、地域との信頼関係を築き、円滑な連携を図ることを目指します。
- ・家庭訪問等により、生徒や保護者との信頼関係を築くことを目指します。
- ・生徒や保護者からいじめの相談があった場合は、真剣に耳を傾け、速やかに対応することを目指します。

(3) いじめの早期解決のための取組

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導します。

① いじめの解決に向け、取り組みます。

- ・被害生徒や加害生徒から事実関係の聴取を行い、いじめが確認された場合、いじめ対策委員会をはじめ、全職員で情報共有し、対応を協議した上での確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたります。
- ・情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、加害生徒に対しては毅然とした態度で指導にあたります。
- ・傍観者の生徒に対しても、加害の立場と同様であるということを指導します。
- ・ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとります。
- ・いじめの再発防止のために、被害生徒の苦しみや痛みを思いを寄せる指導を行い、「いじめは決して許されない行為である」という指導を目指します。

② いじめを受けた生徒や保護者等を支援します。

- ・いじめを受けた生徒やいじめを知らせてくれた生徒を教職員で見守り、安全を確保することを目指します。
- ・いじめを受けた生徒の安全を最優先に考え、スクールカウンセラーや養護教諭と連携をとりながら心のケアに努めます。
- ・双方の保護者に、学校の取組についての情報を伝えるとともに、保護者からは家庭での様子や友達関係についての情報を聞き取り、指導に生かします。

③ 関係機関と連携します。

- ・学校内だけでなく、関係機関や専門家とケース会議を持つなど、連携・協力して解決にあたります。
- ・必要に応じて、松阪市教育委員会事務局学校支援課、子ども発達総合支援センター係「そだちの丘」、松阪市子ども支援研究センター、人権まなび課、青少年センター、子ども支援課子ども家庭支援室、中勢児童相談所などの関係機関と連携して、いじめ問題の解決を図ります。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、教育委員会に連絡を取り、警察と相談して対処します。
- ・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれのあるときは、直ちに警察に通報し、適切な援助を求めます。

4 重大事態への対処

- (1) 重大事態が発生した場合は、松阪市教育委員会に速やかに報告します。
- (2) 教育委員会と協議の上、専門家を加えた当該事案に対処する組織を設置します。
- (3) 上記組織により、事実関係を明確にするための調査を実施します。
- (4) いじめを受けた生徒及びその保護者に情報を適切に提供します。
- (5) 調査結果を踏まえ、必要な措置を講じます。

【附則】

平成 26 年 7 月 24 日策定
令和 2 年 4 月 1 日改定